

戦略企画雇用経済常任委員会

所管事項説明

当日配布資料

三重県中小企業振興条例（仮称）【中間案】にかかる  
主なご意見と最終素案への対応状況

平成25年12月20日

雇用経済部

1 前文

中間案

(前文)  
 三重県の中小企業は、企業数・雇用とも本県企業全体の大部分を占め、地域経済や暮らしを支え、けん引している重要な存在である。北勢地域、伊賀地域などにおいては製造業が集積し、南勢地域などにおいては世界に誇る地域資源を活かした観光業が盛んであるなど、三重県には多様な中小企業が数多く存在している。また、中小企業の存在そのものが、地域社会の形成や維持に寄与している。  
 一方、経済のグローバル化など内外の情勢変化を踏まえると、三重県の中小企業は、地域経済の活性化のために、その競争力を維持・強化していくのみならず、その意欲を一層引き出ししていくことが求められている。また、少子高齢化や地域の過疎化が進む中、経済性だけでなく、環境、雇用など社会性にも十分な配慮を行う中小企業の集積は、地域の中長期の持続可能性にもつながる。  
 このため、三重県の中小企業の目指すべき姿は、地域経済の担い手として意欲を持って事業に取り組み、自らの経営の向上及び改善に対する主体的な努力をし、地域の雇用を守り、地域社会のために貢献しようとする企業である。  
 県は、県内中小企業が地域経済の担い手であることを認識し、中小企業の特性にに応じた支援を行うとともに、中小企業の中でも特に地域に密着している小規模企業者の意欲を引き出す支援を行うものとする。中小企業・小規模企業者の振興が、県内経済の発展や県民生活の向上のみならず、日本全体の発展にもつながるものと認識し、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、この条例を制定する。

↑※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(前文)  
 三重県の中小企業は、本県経済を牽引し、地域社会の形成や維持に寄与している重要な存在である。また、県北部では製造業が集積し、県南部では地域資源を活用した産業や観光業が盛んであるなど、三重県には多様な中小企業が数多く存在し、地域の雇用を支えている。  
 三重県が持つ世界に誇るべき歴史、文化、風土の中で蓄かれてきたものは、伝統や技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。  
 昨今、世界においては、国際的な競争及び海外市場の変化が激しさを増しており、特に、本県経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、人口減少社会が到来し、今後、事業の拡大だけでなく、少子高齢化や地域の過疎化など人口減少社会における新たな社会的課題の解決への対応が一層求められる。  
 今まさに、三重県の中小企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、三重県に根付く時代の変化に対応する精神を以って、その機動性や地域性を発揮し、果敢に変化に対応していくことが必要である。  
 県は、中小企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業の新たな価値の創造や挑戦を促進するため、中小企業の中でも特に小規模企業に配慮しつつ、人材育成、資金供給の円滑化、創業・事業承継の促進、海外展開など中小企業の特性にに応じた支援を行うことで、中小企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業の振興にあたっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。  
 三重県の中小企業の振興を通じて、三重県の中小企業がその特色をいかながら時代の変化に対応していくことは、県内経済の発展や県民生活の向上のみならず、日本全体を牽引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業の振興を県政の重要課題として位置付け、この条例を制定する。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
小規模企業者への視点を明確にしていきたい。 県内中小企業の9割が小規模企業というデータもあり、中身を小規模企業に特化するのも一案ではないか。また、中小企業振興条例というネーミングでは小規模事業者に関係ないと判断される恐れもある。小規模事業者に響くネーミング、例えば「小規模企業振興条例」という名称はどうか。	条文に反映	条例の名称を、「三重県中小・小規模企業振興条例」に改める。
地域性に応じた対象範囲、多様な業種、地域性があるということをしっかりと明確にして作成してほしい。	条文に反映	「中小企業の中でも小規模企業者に配慮しつつ、」を記述。
前文の修正部分の中に、「中勢地域」が記述されていないからというわけではないが、この「南勢地域」には、東紀州も入っているのかよく分からない。もう少し精査したほうがいい。	条文に反映	「県北部」と「県南部」に表現を改める。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
<p>条例の名称について、中小企業といっても小規模・零細がほとんどを占めており、小規模事業者への支援が明確にわかるようにお願いしたい。</p>	<p>条文に反映</p>	<p>条例の名称を、「三重県中小・小規模企業振興条例」に改める。</p>
<p>この条例中間案では、県の覚悟が書かれていない感じがする。今のままではいけないから、県もこう変わるからこう変わってほしいといったメッセージが必要。</p>	<p>条文に反映</p>	<p>4つめの段落で、「中小企業は、・・・機動性や地域性を発揮し、果敢に変化に対応していく必要がある。」といったメッセージを、5つめの段落で、中小企業振興にあたっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく旨を記述。</p>
<p>条例を作って、中小企業、そして三重県をどうしていこうとしているのか見えてこない。三重県らしさとは何かを具体的に明記することが必要。</p>	<p>条文に反映</p>	<p>2つめの段落の1行目後半から、「伝統や技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神」を記述。</p>
<p>「三重県らしさ」、「今、なぜ条例を制定するのか」、「県の覚悟やメッセージを発することが必要」</p>	<p>条文へ反映</p>	<p>2つめの段落の1行目後半から、「伝統や技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神」を記述。</p>
		<p>3つめの段落の4行目、「今後」以下を、「少子高齢化や地域の過疎化など人口減少社会における新たな社会的課題への対応が一層求められる」といった中小企業の役割、目指すべき姿を明確にすることや、4つめの段落で、「中小企業は、・・・機動性や地域性を発揮し、果敢に変化に対応していく必要がある。」といったメッセージを記述。</p>
		<p>5つめの段落で、県の中小企業振興にかかる決意として、中小企業の中でも特に小規模企業に配慮しつつ、人材育成や、資金供給の円滑化など、中小企業が抱える課題に対応した支援に取り組むことなど、中小企業の特性に合った支援を行うことで、中小企業の意欲を引き出す必要があること、中小企業振興にあたっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく旨を記述。</p>

## 2 目的

中間案

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、事業者及び関係団体等の役割等を明らかにするとともに、中小企業振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進し、もって本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

↓※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、中小企業者の努力、市町、中小企業に関する団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって中小企業が経済的社会的環境の変化に対応し、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

\* 前文の修正を踏まえた反映等

定義

中間案

なし

最終素案

(定義)  
 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
 一 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者で、本県に主たる事務所又は事業所を有する者をいう。  
 二 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、本県に主たる事務所又は事業所を有する者をいう。  
 三 中小企業に関する団体 商工会法(昭和35年法律第89号)第3条に規定する商工会及び商工会連合会、商工会議所法(昭和28年法律第143号)第6条に規定する商工会議所、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第70条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第7条に規定する中小企業支援機関、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第1条に規定する信用保証協会等中小企業の振興を目的とする団体をいう。  
 四 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。  
 2. 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
中小企業や小規模企業者の定義が不明確である。	条文に反映	中小企業者、小規模企業者などの定義を規定。
中小企業者、小規模企業者、大企業者、金融機関、大学等の定義規定がない。	条文に反映	中小企業者、小規模企業者などの定義を規定。

### 3 基本理念

中間案

(基本理念)  
第2条 中小企業の振興は、中小企業者の経営の向上及び改善に対する主体的な努力を促進することを旨とし、推進されなければならない。  
2 中小企業の振興は、中小企業が地域の雇用を守り、地域社会の形成や維持に寄与しているとの認識の上で、推進されなければならない。  
3 中小企業の振興は、経営資源の確保が困難である小規模企業者がコミュニティの重要な担い手であると認識するとともに、経営規模及び経営形態を勘案して、きめ細かく支援することを旨として推進されなければならない。  
4 中小企業の振興は、県、国、市町、中小企業者、小規模企業者、中小企業に関する団体、教育機関、大学等、金融機関、大企業者及び県民が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

↓※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(基本理念)  
第3条 中小企業の振興は、中小企業者が経済的社会的環境の変化に対応して、経営の向上に対する主体的な努力を促進することを旨としなければならない。  
2 中小企業の振興は、地域の雇用を促進し、地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業の果たす役割の重要性に鑑みなければならない。  
3 中小企業の振興は、経営資源の確保が困難である小規模企業者について、その経営の規模及び形態を勘案して、きめ細かく支援することを旨としなければならない。  
4 中小企業の振興は、県、国、市町、中小企業者、中小企業に関する団体、教育機関、金融機関(本県に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。次条第2項及び第10条において同じ。)、大企業者(中小企業者以外の者であって、本県に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。次条第2項及び第11条において同じ。))及び県民が相互に連携し、並びに協力して推進されなければならない。

\* 前文の修正を踏まえた反映等

4 責務等

中間案

(責務等)

第3条 県は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策について策定し、実施する責務を有する。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業者、小規模企業者、中小企業に関する団体、教育機関、大学等、金融機関、大企業者及び県民と連携し、協力して取り組むものとする。

3 市町は、基本理念にのっとり、県及び他市町と連携し、中小企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上及び改善を図るよう努めるものとする。

5 中小企業者は、雇用機会の確保、人材の育成その他雇用環境の整備に努めるものとする。

6 中小企業者は、主体的な事業活動を通じて、豊かで活力のある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

7 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、中小企業の振興に関する施策の実施について、協力するよう努めるものとする。

8 教育機関は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、勤労観・職業観の育成に努めるものとする。

9 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業者が行う研究及び人材育成のための協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

10 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

11 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業が本県の経済を支える重要な存在であることについて理解を深めるとともに、県が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

12 県民は、基本理念にのっとり、中小企業が地域経済の担い手であることを認識し、中小企業の振興が地域社会の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

↓※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(県の責務)

第4条 県は、基本理念にのっとり、地域の経済の実情を踏まえた継続的な振興を図るため、中小企業の振興に関する施策について策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業者、中小企業に関する団体、教育機関、金融機関、大企業者及び県民と連携し、協力して取り組むものとする。

(中小企業者の主体的な努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業者は、事業活動を通じて、地域社会の形成及び維持に寄与するよう努めるものとする。

(市町の役割)

第6条 市町は、基本理念にのっとり、市町の地域の特性を活かして、国、県及び他の市町等と連携し、中小企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

(中小企業者に関する団体の役割)

第7条 中小企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、中小企業の振興に関する施策の実施について、協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第8条 教育機関は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(高等教育機関の役割)

第9条 高等教育機関(学校教育法第83条に規定する大学及び同法第115条に規定する高等専門学校をいう。第17条第1項及び第21条第2項において同じ。)は、基本理念にのっとり、中小企業者が行う研究開発及び人材の育成のための協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の円滑な資金の調達及び経営の支援その他の必要な協力を行うとともに、中小企業者に対する支援等を通じ、地域の経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第11条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業と連携した事業機会の創出その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(県民の理解及び協力)

第12条 県民は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興が本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解するよう努めるとともに、国、県、市町等が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
責務等については、ひとまとめしており、分かりにくい。それぞれの責務、役割などに分けて条文化したほうが訴える力(ちから)がある。	条文に反映	県の責務、中小企業の主体的な努力をはじめ関係者の役割等をそれぞれの条文として規定。
インターンシップ、キャリア教育も含め、中学校、専門学校との連携についても、もう少し書き込むべき。	制定の趣旨に反映	キャリア教育を含め、望ましい勤労観・職業観の育成、職業に関する知識や技能を身に付けさせることなどが必要であることを記述。【第8条(教育機関の役割)】
親会社(大企業者)は、子会社(中小企業者)を大事にすることや、連携を大事にすることを記述すべき。	条文に反映	中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、国、県、市町が行う中小企業の振興に関する施策への協力など中小企業と連携した事業機会の創出に努める役割を記述。【第11条(大企業者の役割)】
国が積極的に中小企業支援策を打ち出している中で、国と県との役割の整理が必要。	制定の趣旨に反映	国等との役割分担を意識し、中小企業振興施策を実施する旨を記述。【第4条(県の責務)】
市町の役割について、市町の主体的な取組が少し見えづらい。	条文に反映	「市町の地域特性を活かして」を追記。【第6条(市町の役割)】
今後金融機関は、地域貢献を主眼において、地域産業の活性化つなげていくことも役割である。	条文に反映	中小企業者に対する支援等を通じ、地域の経済及び社会への貢献につなげていくよう努める旨を規定。【第10条(金融機関の役割)】



5 ものづくり産業

中間案

(ものづくり産業の振興)  
 第4条 県は、ものづくり産業における新たな需要の創出その他ものづくり産業における高付加価値化を図るため、技術開発の支援、新分野への進出の支援、設備導入支援、同業種・異業種との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

↑※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(ものづくり産業に携わる中小企業の振興)  
 第13条 県は、ものづくり産業(製造業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業活動を行う業種に係る産業をいう。)を営む中小企業者における高付加価値化(工業製品の付加価値を高めること)及び新たな工業製品及び商品開発の促進を図るとともに、中小企業者の新たな基盤技術並びに技能の習得を促進するため、技術開発、新しい分野への進出、設備導入の支援、同じ業種及び異なる業種との連携の促進その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
法人県民税などといった中小企業に対する優遇措置を講ずることが必要ではないか。	条文、制定の趣旨に反映	条文には、事業環境の整備に必要な措置を講ずる旨を規定。制定の趣旨には、必要に応じて優遇税制の措置などの事業環境の整備に取り組んでいくことを記述。
中小企業を対象としているが、介護・福祉・建設などの分野も対象なのかははっきりしないため、対象を明確にし、そのうえで、小規模企業者の位置づけを明確にすべき。	制定の趣旨に反映	三重県経営向上計画(最終素案第16条)において記述。
ものづくり産業の振興では、競争力の向上を図るため、中小企業、特に小規模・零細企業の「グループ化」を促進すべき。	条文、制定の趣旨に反映	サプライチェーンの一翼を担う中小企業の育成、ものづくり基盤技術を有する中小企業の育成が重要である旨を記述。
制定の趣旨の中に、機密保持や特許に関することも入れる必要があるのではないか。	制定の趣旨に反映	事業環境の整備に取り組む1つとして知的財産に関する支援についても記述。
ものづくり中小企業が特許や意匠権等を保有することができるよう知的財産に関する支援についても必要。	制定の趣旨に反映	事業環境の整備に取り組む1つとして知的財産に関する支援についても記述。

6 商業及びサービス業の振興、まちづくり等による地域の活性化

中間案

(商業及びサービス業の振興、まちづくり等による地域の活性化)  
 第5条 県は、商業又はサービス業を営む中小企業者を振興するため、生産性の向上や顧客ニーズを踏まえた事業展開の振興その他の必要な施策を講ずるものとする。  
 2 県は、地域の特色を生かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
 3 県は、伝統産業や地場産業の振興を図るため、現代の生活様式に合わせた商品開発、その産業に特有の技能の継承の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

↓※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(サービス産業に携わる中小企業の振興、まちづくり等による地域の活性化)  
 第14条 県は、サービス産業を営む中小企業者を支援するため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。  
 2 県は、商店街の支援を通じて、地域の特色を生かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。  
 3 県は、伝統産業(伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)第2条により指定された本県の伝統的工芸品その他規則で定める品目に係る産業をいう。)及び地場産業(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)第2条第2項に規定する地域産業資源に係る産業をいう。)を営む中小企業の振興を図るため、現代の生活様式に合わせた商品の開発並びに当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
大型店進出の影響もあり、商店街は疲弊、衰退している。条例では具体的にどのような支援を考えているのか。	制定の趣旨に反映	商店街を活性化するための勉強会、ネットワーク創出のための取組に対する支援等を行う旨を記述。

7 小規模企業者に対する支援

中間案

(小規模企業者に対する支援)  
 第6条 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業者がコミュニティの重要な担い手であると認識し、地域密着型の産業に着目したきめ細かい支援体制を構築するものとする。  
 2 県は、地域の商工団体等との連携を通じた経営に関する相談や指導の充実を図るものとする。  
 3 県は、小規模企業者同士のグループ化、新製品の開発、販路開拓その他の必要な施策を講ずるものとする。

↑※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(小規模企業者に対する支援)  
 第15条 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業者に対するきめ細かな支援体制を構築するものとする。  
 2 県は、地域の商工会、商工会議所等が実施する、小規模企業者の経営に関する相談及び指導を行う体制の充実並びに課題の解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。  
 3 県は、小規模企業者等の連携による商品の開発及び販路の開拓、新たなサービスの創出に係る支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
地域を支えている零細事業者にとって、条例ができてどういう影響が出てくるのか、期待感を持てるような、小規模事業者を守る条例にしてもらいたい。	条文に反映	第1項では、県は「きめ細かな支援体制を構築する」旨を、第2項では、商工会、商工会議所等の取組に対する支援を規定。
小規模事業者支援に前線で取り組む商工会などの団体への支援は意識しているか。	条文に反映	第2項は商工会、商工会議所等の取組に対する支援を規定。
第2項の「商工団体」を、「商工会・商工会議所」と明記してほしい。	条文に反映	「地域の商工会、商工会議所等」に改める。
「制定の趣旨」にあるソーシャルビジネス、コミュニティービジネスについての定義、説明が必要。	制定の趣旨に反映	制定の趣旨に記述。

8 三重県版の経営の向上及び改善にかかる計画の認定及び支援

中間案

(三重県版「経営向上・改善計画(仮称)」の認定及び支援)  
 第7条 中小企業者は、規則で定めるところにより、経営の向上及び改善にかかる計画(以下「経営向上・改善計画(仮称)」という。)を作成し、これを県に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。  
 2 県は、中小企業者が経営向上・改善計画(仮称)の実行に取り組むにあたって、当該計画が着実に実行されるよう、当該中小企業者への資金供給その他の必要な措置を講ずるものとする。

↑※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(三重県経営向上計画の認定及び実行の支援)  
 第16条 中小企業者は、規則で定めるところにより、経営の向上に係る計画(次項において「三重県経営向上計画」という。)を作成し、これを知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。  
 2 県は、中小企業者が前項の規定による認定を受けた三重県経営向上計画を着実に実行できるよう、当該中小企業者への資金の供給その他の必要な措置を講ずるものとする。  
 3 第1項の規定による三重県経営向上計画の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る三重県経営向上計画を変更(規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
計画の認定について書き込みが必要。	条文、制定の趣旨に反映	計画を着実に実行できるよう必要な措置を講ずると規定。また、中小企業が取り組む農業の6次産業化、農工商連携などを対象と想定していること、計画の作成から、計画の認定後の具体的な支援についても記述。
三重県らしさということで、中小企業者がこれらの計画を作成することとなるが、作成には、かなりの手間がかかると思うが、その簡素化をどのように図っていくのか。	制定の趣旨に反映	計画の作成から計画の認定後の支援まで、地域の中小企業に関する団体と連携し、中小企業を支える支援体制を強化していく旨を記述。
計画の認定を受けた場合、どのような効果(メリットなど)があるのか不明確である。	制定の趣旨に反映	低利融資の適用のほか、高度な専門家の派遣、ファンド助成などの計画を後押しする措置について記述。

9 人材の育成・確保

中間案

(人材の育成・確保)  
 第8条 県は、経営者の育成を図るため、大学等と連携した経営人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。  
 2 県は、実践的な能力を備えた人材の育成・確保を図るため、関係機関と連携し、キャリアアップのための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。  
 3 県は、中小企業が、生き生きと働くことができる多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

↓※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(人材の育成及び確保)  
 第17条 県は、中小企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者又は経営者を補佐する人材並びにこれから経営を行おうとしている者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。  
 2 県は、中小企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、キャリアアップのための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。  
 3 県は、中小企業が、女性、高齢者及び障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
「県は、中小企業が、ひとりひとりが生き生きと働く・・・」とあるが、下の趣旨説明では、高齢者や障がい者と書いてあり、条文に具体的に付記すべき。	条文に反映	「女性、高齢者及び障がい者等」を追記。
・人材育成については、大学など教育機関との連携が必要であるとあるが、具体的に今回の条例にはもう少し踏み込んだ形で表現するべきでないか。 ・インターンシップやキャリア教育の書き込みがもう少し必要である。	条文、制定の趣旨に反映	条文に「中小企業に関する団体、教育機関等」を加え、制定の趣旨では、県内の職業系高校がレベルは高く優秀な若手人材を多く輩出していることなどから、関係機関と連携した人材育成に関する具体的な取組を行っていく旨を記述。
経営者をもっと従業員に対して自社の良い点、中小企業をもっと素晴らしいということで魅力を伝えていくべきではないのか。	制定の趣旨に反映	中小企業の情報発信支援などの取組を通じて、中小企業の人材確保や定着を支援していく旨を記述。また、第8条の「教育機関の役割」においても記述。
「女性の活躍・進出」の視点を盛り込むべき。また、女性や障がい者の雇用促進に熱心な企業のPRについても取り組まれたい。	条文、制定の趣旨に反映	条文で、「女性、高齢者及び障がい者等」を追記。制定の趣旨には、ワーク・ライフ・バランスを推進するための具体的な取組への支援を記述。
「実践的な人材育成」にも「〇〇との連携」の記述が必要。	条文に反映	「実践的な」を「中小企業において必要とされる」に、「中小企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し」に改める。
観光・サービス業においても、生徒や先生の大企業志向は強く、中小・零細での人材確保は厳しい。人材確保については、高校生に焦点を当てて取組を進めてほしいと思うが、その中でも起業について学ぶことで将来の担い手としても期待できる。	制定の趣旨に反映	中小企業の情報発信支援などの取組を通じて、中小企業の人材確保や定着を支援していく旨を記述。また、第8条の「教育機関の役割」においても記述。
ものづくり産業の振興には、技術者と経営者の育成の両方が必要。	条文、制定の趣旨に反映	経営者、経営者を補佐する人材、これから経営を行おうとしている者などの育成。また、製造現場のリーダーや研究・開発設計に携わる人材の育成などのキャリアアップにつながる人材育成を行う旨を記述。
経営者には、現役の経営者と後継者等があるが、条文においてももう少し明確にすべき。	条文に反映	「経営者、経営者を補佐する人材、これから経営を行おうとしている者の」に改める。

10 資金供給の円滑化

中間案

(資金供給の円滑化)  
第9条 県は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、公的な融資の充実、信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

↓※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(資金供給の円滑化)  
第18条 県は、中小企業に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度の充実、信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
<p>資金供給の円滑化について、条例で県が取り組むというのなら条例に書き込むことも含め、県の窓口の明確化、申請書類の簡素化を図ることが必要。</p> <p>しっかりと手の届くものにしていくため、例えば、県の窓口の明確化とか、申請の簡素化についても明確にする必要がある。</p>	<p>制定の趣旨に反映</p>	<p>県の融資制度の使い勝手の向上や専門家が相談に応じる金融相談窓口の充実などに努めていく旨を記述。</p>
<p>県の保証協会などのバックアップ体制とか、金融機関との関わりなどを明確にすることで、新たな事業展開とか、新たな設備投資、事業改善などに結びつくのではないか。</p>	<p>制定の趣旨に反映</p>	<p>金融機関、信用保証協会、地域の中小企業に関する団体の協力を得て、融資制度を設け、利子補給や保証料補助などの支援を行う旨を記述。</p>
<p>幅広いので窓口の1本化は難しいと思うが、課が細分化されてややこしくなっており、もっとスリム化できないか。末端の声を拾い上げられる施策にしてほしい。</p> <p>補助金について、年度の縛り、科目の変更が難しいなどの点で使い勝手が悪く、もう少し自由度があればと感じている。</p>	<p>制定の趣旨に反映</p>	<p>県の融資制度の使い勝手の向上や専門家が相談に応じる金融相談窓口の充実などに努めていく旨を記述。</p>
<p>資金供給の円滑化について、この条文では具体的ではなく、もう少し分かり易くすべき。</p>	<p>制定の趣旨に反映</p>	<p>制定の趣旨で具体的な施策について記述。</p>

11 起業・創業の促進

中間案

(起業・創業の促進)

第10条 県は、中小企業の円滑な起業・創業及び第二創業を促進するため、起業・創業及び第二創業に関する機運の醸成及び相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

↑※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(創業及び第二創業の促進)

第19条 県は、中小企業の円滑な創業及び第二創業(既に事業を営んでいる中小企業が、先代から事業を引き継いだ場合等に事業の形態の転換又は新しい事業及び新しい分野に進出することをいう。)を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
中小企業の半分以上が資金調達に困っており、融資制度も知らないことが多い。県独自のスタートアップ(起業支援)や再チャレンジに関してもう少し丁寧な表現が必要。	制定の趣旨に 反映	従来からある「創業・再挑戦アシスト資金」について、商工会、商工会議所と連携した運用を新たに行うとともに、市町が行う創業のための金融支援に対して県も利子補給や保証料補助といった支援を行う制度を構築する旨を記述。
特に若い人がチャレンジできる仕組みが必要。また、余力を残して退職した人が起業し、その会社を若い人たちに引き継げるような仕組みがあわせてあればよい。	制定の趣旨に 反映	商工会や商工会議所が行う創業の心構えや知識の習得のための取組への支援、他県市と連携した起業、創業、第二創業の意欲の醸成、相談窓口の設置などを記述。
起業・創業や、事業承継や技術の伝承といったことは、成功や失敗事例を聞くということが大事。		
「第二創業」の意味が分かりにくい。用語の説明が必要。	条文へ反映	「第二創業」の定義を追記。

12 事業承継への支援

中間案

(事業承継への支援)  
第11条 県は、中小企業に蓄積された経営資源が散逸することなく、円滑な事業承継を促進するため、後継者教育などに対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

↓※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(事業承継への支援)  
第20条 県は、中小企業に蓄積された経営資源が散逸することなく地域社会の形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援など円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
<p>小規模事業者の継承については、ネットワークや人材バンクなど、担い手になっていただくような仕組みづくりが不可欠であり、その部分の書き込みもしていただきたい。</p>	<p>制定の趣旨に反映</p>	<p>M&amp;Aを含めた事業引継ぎのための新たな相談窓口設置の検討、地域内外から当該ビジネスの担い手候補を探し、マッチングする事業を記述。</p>
<p>事業承継が難しい一番の理由は「もうからない」ということ。効率的に取り組みたくてもペイすることができないので、新たな投資に踏み切れない負のスパイラルに20年来陥っている。そうした中、条例ができて何をしてくれるのかに関心がある。</p>	<p>制定の趣旨に反映</p>	<p>ビジネスの計画策定支援や県の融資制度による支援など具体的な支援策について記述。</p>
<p>県内、北勢・中勢・南勢等ある中で、中山間地域の状況は厳しい。努力してもなかなかうまくいかない、という声を聴いてほしい。</p>	<p>制定の趣旨に反映</p>	<p>若者の流出などによる生産年齢人口の減少、過疎化、高齢化から県南部における厳しい状況、地域に残したいビジネスの発掘や地域内外から当該ビジネスの担い手候補を探し、マッチングしていく事業を実施することを記述。</p>
<p>「地域に残していきたい」と思って、何らかの手立てを講じたいと考えても、当事者は、「今、自分ができる範囲で十分」、「店は自分の代限り」といったように、職人の人生観とマーケティングがかみ合わないところがある。地域に残していきたいと思うものについては、マーケティングとプロモーションをキーワードに、どのように取組を進めていくのがよいか、考えてもらいたい。自分たちも三重テラスを活用するなど積極的に取り組みたい。</p>	<p>制定の趣旨に反映</p>	<p>地域内外から当該ビジネスの担い手候補を探し、マッチングしていく事業を実施することを記述。</p>
<p>事業承継に対する支援について、多様な方法があるが、事業承継をする側とされる側の両方への教育が大事。</p>	<p>制定の趣旨に反映</p>	<p>事業を承継する側への啓発についても必要な施策を検討する旨を記述。</p>
<p>事業承継について、経営者自身が事業承継したくないと思っていることが課題でもある。個人保証、社会保険、持ち株の整理の問題もあり、手続きも煩雑。県の施策として事業承継が進むように、(補助制度を含め) 専門家を派遣するといった支援が必要。</p>		



13 新たな販路の拡大に挑戦する中小企業者への支援及び海外展開の促進

中間案

(新たな販路の拡大に挑戦する中小企業者への支援及び海外展開の促進)  
 第12条 県は、国内及び海外での新たな市場の開拓に関する取組を行う中小企業者の販路の拡大を促進するため、中小企業同士のグループ化や共同販路開拓、大都市圏での情報発信の充実を図るとともに、国内外の見本市、商談会等に出展する中小企業者への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
 2 県は、中小企業の海外展開を促進するため、海外との産学官の経済交流その他の必要な施策を講ずるものとする。

↑※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(新たな販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進)  
 第21条 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業者の販路の拡大を促進するため、中小企業同士等の連携、共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外での販売機会の充実について支援するとともに、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業者への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
 2 県は、中小企業がその事業の基盤を本県に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における産学官の経済交流(中小企業者等、高等教育機関、県又は市町が、相互に経済交流を行うことをいう。)の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
中小企業は、販路がないため、コツコツと販路を開拓せざるを得ないが、大手企業は系列化が進み大きな販路を持っている。そこには中小企業は入り込めないし、ますます中小企業の販売力が弱くなっている。小規模・零細企業が自然に育っていく場が必要である。	条文に反映	県内及び県外での販売機会の充実について支援する旨を規定。
海外への事業展開は、中小企業の販路の拡大のために支援するのではない。海外展開することで、企業自身が良い点、悪い点を外から見つめなおし、自分の力を養えるということが重要。海外展開しない中小企業でも、その市場における自社の製品がどのような立場なのか理解し、そういったことができる機会を提供することが重要。	制定の趣旨に反映	海外ビジネスサポートデスクやジェットロを通じて環境整備に取り組んでいくことを記述。

14 情報発信及び顕彰

中間案

(情報発信及び顕彰)

第13条 県は、中小企業の認知度の向上を図るため、中小企業が持つ魅力並びに情報の対外的発信の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
 2 県は、本県産業・文化の発展を支え、豊かな県民生活の形成に関し顕著な功績のあったもの又は県内産業の活性化に寄与した事例の顕彰並びに公表に努めるものとする。

↓※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(情報発信及び顕彰)

第22条 県は、中小企業に関する情報の提供を図るため、中小企業が持つ魅力を発信するための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
 2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業等の顕彰並びに公表に努めるものとする。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
(意欲のある事業者は)シーズの種を持っていたり、新たなことに取り組み始めたりしているが、情報発信が弱く、対外的に情報の受発信を行う仕組みが必要。	制定の趣旨に反映	具体的な取組として、県内中小企業を発信するカタログ作りや若者に対する県内中小企業の情報発信を支援する旨を記述。
地域の中小企業を顕彰して、ビジネスの支援と経営意欲の強化は大賛成。	条文に反映	顕彰制度の創設を規定。

(みえ中小企業振興推進協議会の設置)

中間案

(「みえ中小企業振興推進協議会」の設置)  
 第14条 県は、中小企業の振興について、地域の事情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとに「みえ中小企業振興推進協議会」の設置その他の必要な施策を講ずるものとする。

↓※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(みえ中小企業振興推進協議会の設置等)  
 第23条 県は、中小企業の振興について、地域の事情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとに「みえ中小企業振興推進協議会」の設置その他の必要な施策を講ずるものとする。  
 2. 県は、中小企業者、中小企業に関する団体、市町等に対する施策の広報及び施策の利便性の向上に努めるものとする。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
中小企業振興条例の認知度を高めていくために、広報活動を定期的に継続的に実施していく必要がある。	条文に反映	県は、施策の広報及び施策の利便性の向上に努める旨を規定。
協議会においても、5つの地域ブロックでも、広報活動を意識してもらえよう進めていただきたい。	条文に反映	県は、施策の広報及び施策の利便性の向上に努める旨を規定。
推進協議会について、取組は良いと思うが、人口集積の多いところの声に左右されないよう構成には配慮が必要。	条文に反映	地域ごとに協議会を設置することを規定。
推進協議会について、産業構造や地域課題が共通する単位で設置いただければ取り組みやすい。		
中小企業の隅々にまで支援メニューが行き届いていないと思うので、周知徹底をお願いしたい。会議所にも課せられた課題と認識している。		
地域事情は様々であり、県内一律での施策展開では困難な面もあると思うので、推進協議会での取組は重要。		

15 財政上の措置

中間案

(財政上の措置)  
 第15条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

↓※下線部分は、中間案から修正した箇所

最終素案

(財政上の措置)  
 第24条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	